平成２５年（フ）第４８０３号
大阪市東住吉区今林１丁目２番68号大阪市中央卸売市場東部市場内
破産者　株式会社太成水産
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８２８号
大阪府豊中市上津島２丁目18番20号
破産者　株式会社司梱包
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８８０号
大阪市中央区谷町９丁目５番15号
破産者　永大株式会社
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９３１号
大阪府東大阪市今米１丁目２番48号
破産者　株式会社スターファクトリーコーポレーション
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５００８号
大阪市浪速区湊町１丁目４番１号
破産者　株式会社トライニックス
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０４１号
堺市堺区海山町１丁１番地の２
破産者　株式会社エクセルアオバ
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９６０号
堺市西区浜寺石津町東３丁11番23号
破産者　アイ・ワークス株式会社
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１００２号
大阪府大阪狭山市今熊３丁目692番地の75
破産者　有限会社高伸商事
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６１４号
広島県広島市佐伯区五日市町大字石内5135番地
破産者　株式会社井場工務店
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６５７号
広島市西区横川町１丁目４番31号
破産者　有限会社ワイズパストリー
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５５号
愛媛県新居浜市角野新田町３丁目３番46号
破産者　エコロジー・エンタープライズ株式会社
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第１５７号
愛媛県新居浜市中筋町２丁目11番14号
破産者　東洋ビルサービス株式会社
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第５９０号
東京都あきる野市小川552番地２エントピア202号
破産者　豊田　耕右
1　決定年月日　平成26年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１６６号
千葉県袖ケ浦市蔵波台５丁目９番地７
破産者　株式会社日本リノベート
1　決定年月日　平成26年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第３５０号
岐阜市松鴻町２丁目17番地15
破産者　株式会社とうふ村
1　決定年月日　平成26年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４４号
岐阜県下呂市萩原町羽根961番地８
破産者　ことさ商店こと　被相続人亡桂川壽男相続財産（開始決定時の表示ことさ商店こと桂川壽男）
1　決定年月日　平成26年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第１２２号
松江市青葉台20番13号、事業所所在地松江市邑生町142―18
破産者　ぷりんとはうすＭ２こと　松﨑　広美
1　決定年月日　平成26年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５２４号
岡山市南区浦安南町127番地２
破産者　藤井　昌子
1　決定年月日　平成26年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０号
山口市大内御堀670番地
破産者　株式会社天地工業
1　決定年月日　平成26年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２９３号
高知市一宮中町１丁目19番27号
破産者　株式会社太平洋通商
1　決定年月日　平成26年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第８４号
高知市仁井田1467番地３、開始決定時の住所高知市種崎491番地２
破産者　宮本　茂幸
1　決定年月日　平成26年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係